

募集要項

令和 7 年 4 月

法務省矯正局

法務省矯正局（以下「矯正局」という。）は、矯正施設において、矯正局が提示する諸条件に従い、物品販売等の運営事業に係る企画立案と実施に関し豊富な経験と能力を有する者を、下記のとおり企画提案型公募により募集する。

記

1 業務内容

利用者のニーズに適応した物品の販売及びサービスの提供

なお、具体的な業務は以下のとおりであり、1（1）及び（2）は必須の業務、1（3）は事業者からの提案による任意の業務として位置付けることとするが、その詳細については仕様書の内容を確認すること。

おって、以下の業務に係る実施の是非については、各矯正施設の長と協議の上でその了承を得る必要があることから、あらかじめ留意すること。

（1）被収容者が購入しようとする自弁物品等の販売業務

（2）差入人が被収容者に交付（差入れ）しようとする物品の販売業務

（3）その他関連業務

（注）1 被収容者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

（1）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第2条第1号に規定する被収容者

（2）少年院法（平成26年法律第58号）第2条第1号に規定する在院者

（3）少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第2条第2号に規定する在所者

2 「差入れ」とは、被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が現金及び物品を矯正施設に持参し、又は送付することをいい、差入れを行う者を「差入人」という。

3 「自弁物品」、「自弁物品等」及び「差入品」の定義については、仕様書2の記載を参照すること。

2 業務履行場所

全国の矯正施設（ただし、島根あさひ社会復帰促進センターを除く。）

なお、矯正施設の具体的な住所等については仕様書別紙1及び2の矯正施設一覧表を参照すること。

3 応募者の単位

1 事業者（共同事業体も可）

共同事業体として応募する場合、適切な共同事業体の名称を設定し、代表となる事業者又は代表者を選定すること。

なお、企画提案書提出以降の代表事業者又は代表者及び構成事業者の変更は原則として認めない。

また、共同事業体の構成事業者は、他の共同事業体の構成事業者となること及び別途単独で応募することは認めない。

4 業務履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

5 応募者資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のための必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (2) 予決令第 7 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 3 年間を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 本事業に関し、多品種かつ良質な物品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (5) 業務履行期間の全期間にわたり、本事業を安定的に運営できる実施体制を整えていること。
- (6) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (7) 本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令に基づく許可・免許・資格等を有していること。
- (8) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (11) 事業者及びその役員が禁錮又はこれと同等以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (12) 個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けていること（令和 8 年 4 月 1 日までに認定見込みの場合は、認定手続中においても可とする。）。
- (13) 記 15（2）に規定する審査委員及び審査委員が属する事業者でないこと。
- (14) 日本語によるコミュニケーションが可能であること。

6 建物等使用料

本事業は、国有財産である矯正施設内の業務であることから、同施設内の

一部を業務のため使用する場合、年度ごとに国有財産使用料が発生する。

【参考】令和5年度の国有財産使用状況

使用料：約35,136千円

なお、本事業の実施に係る諸費用（光熱水料等）は事業者の負担とする。

7 公募に係るスケジュール

本事業の公募に関するスケジュールは別紙1、公募に係る応募フロー図は別紙2記載のとおり。

8 公募説明会等

（1）開催日時

令和7年3月11日（火）午後1時30分から午後3時30分頃まで

（2）開催場所

法務省中央合同庁舎6号館A棟 17階共用会議室2

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

（3）内容

本事業に係る内容説明及び質疑応答

ア 説明事項（約90分）

- ・本事業の概要
- ・公募スケジュール及び募集要項
- ・仕様書及び各種業務
- ・企画提案書記載事項及び提案書審査
- ・総括協定書及び協定書

イ 質疑応答（約30分）

（4）参加要件

別紙3「公募説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、令和7年3月11日（火）までに記18記載の場所に持参又は送付していること。

（5）注意事項

ア 公募説明会の参加者は、1事業者につき3名まで（共同事業体については、全体で5名まで）とする。

イ 説明会当日は、配布した書類一式を持参すること。

ウ 法務省への来省に係る費用は全て参加事業者の負担とする。

なお、当日は駐車場の確保が困難であるため、公共の交通機関を利用すること。

エ 当日は参加申込書に記載のある人物であるか確認することから、社員証その他身分を証明できるものを持参すること。

オ 公募説明会に関する問合せは、全て記18に連絡すること。

9 施設見学会

本事業への公募申込みの検討に際し、東京都内の主な刑務所、拘置所、少年

院及び少年鑑別所において、それぞれの矯正施設に係る見学会を実施する。

(1) 府中刑務所（刑務所）

ア 日時

令和7年3月19日（水）午後1時30分から午後3時頃まで

イ 所在地

〒183-8523 東京都府中市晴見町4-10（現地集合・解散）

(2) 東京拘置所（拘置所）

ア 日時

令和7年3月21日（金）午後1時30分から午後3時頃まで

イ 所在地

〒124-8565 東京都葛飾区小菅1-35-1（現地集合・解散）

(3) 東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所（少年院・少年鑑別所）

ア 開催日時

令和7年3月24日（月）午後1時30分から午後4時頃まで

イ 所在地

（ア）東日本少年矯正医療・教育センター（少年院）

〒196-0035 東京都昭島市もくせいの杜2-1-3

（イ）東京西少年鑑別所（少年鑑別所）

〒196-0035 東京都昭島市もくせいの杜2-1-1

(4) 各見学会の概要

- ・各施設における概況説明
- ・各施設の所内見学
- ・質疑応答

(5) 参加要件

別紙4「施設見学会参加申込書」に必要事項を記載の上、令和7年3月13日（木）までに記18記載の場所に持参又は送付していること。

(6) 注意事項

ア 施設見学の参加者は、1事業者につき3名まで（共同事業体については、全体で5名まで）とすること。

イ 各矯正施設への来庁に係る費用は全て参加事業者の負担とする。

また、各矯正施設の見学日当日、自動車で来庁する場合には、別紙4にその旨を記載すること。ただし、各矯正施設の駐車場には限りがあるため、駐車場の利用希望が多かった場合には、公共交通機関の利用を個別に依頼する可能性もあることから、留意すること。

ウ 各矯正施設の見学日当日、参加申込書に記載のある人物であるか確認することから、社員証その他身分を証明できるものを持参すること。

エ 当日は矯正局及び各矯正施設の職員の指示に従うこと（特にたばこ、カメラ等の持ち込み等について指示する場合がある。）。

オ 天災事変その他の事由により、施設見学の開催場所を変更し、又は施

設見学を中止することがあること。

なお、その際は、「施設見学会参加申込書」の最上位に記載された参加者の電話番号に連絡することとする。

カ 施設見学に関する問合せは、全て記 18 に連絡すること。

10 質問について

配布書類一式に関する質問については、以下により行うこと。

(1) 目的

本事業への参入を検討するに際し、事業者において、本事業に係る疑問点、不明点等を解消し、また、本事業への理解促進につなげるもの。

(2) 質問受付期間

令和 7 年 3 月 3 日（月）午前 1 0 時から同月 1 9 日（水）午後 5 時まで
(期限内必着)

(3) 質問の方法

別紙 5「質問書」の様式データを法務省のホームページ上に（URL：https://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei08_00133.html）掲載するので、同データを用いて電子メールにより送付すること。

なお、「質問書」の記載に当たっては、記載要領に留意し、また、特に配布書類のどの項目についての質問なのかを明確にすること。

(4) 質問の提出先

記 18 記載のメールアドレスとすること。

(5) 質問に対する回答予定

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

公平性の観点から、質問内容及び回答については取りまとめの上、原則として、ホームページ上に掲載して回答する。

なお、多数の質問が提出された場合は、事前の連絡をすることなく回答日を遅らせる場合があるので承知されたい。

11 応募申込について

公募への応募申込については、以下により行うこと。

なお、応募申込は公募への参入意思を確認するものであり、企画提案書の提出とは期限及びその意義が異なる点に留意すること。

(1) 申込みの受付期間

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）午前 1 0 時から同年 4 月 4 日（金）午後 5 時までの間（期間内必着）

(2) 申込みの方法

公募への応募申込に当たっては、別紙 6「応募申込書兼業務履行確約書」を提出すること。

(3) 申込みの提出先

記 18 記載の場所に持参又は送付すること。

12 公募参加者別対話の実施

公募への応募申込を行い、記5の要件をすべて満たす事業者（以下「公募参加者」という。）は、次のとおり公募参加者別対話を行うことができる。

（1）目的

記10に記載した本募集要項等に対する質問回答のほか、公募参加者の本事業に対する理解をより深め、公募参加者の創意工夫を引き出すとともに、提案書作成の検討の方向性や具体化への一助とすることを目的とするもの。

（2）実施期間（予定）

ア 第1回

令和7年4月7日（月）から同月11日（金）までの間

イ 第2回

同年5月15日（木）から同月21日（水）までの間

なお、具体的な実施日時については、公募参加者と個別に調整の上、決定する。

（3）実施場所

原則として法務省内の会議室において実施するが、具体的な場所については個別に伝達する。

（4）実施回数等

実施回数は、1公募参加者当たり2回を原則とし、1回の実施時間はおおむね3時間を上限とする。ただし、国又は事業者から希望があった場合には、1回に限り追加での実施を検討する。

（5）参加者

公募参加者が共同事業体であるか否かを問わず、参加人数は1回当たり10名を上限とする。ただし、各回の参加者は同一である必要はない。

（6）対話の対象及び方法

公募参加者別対話は本事業の提案に関する事項全般を対象とし、対面による質疑応答形式で実施する。

（7）対話内容の公開

公募参加者別対話の内容については、原則として全ての公募参加者へ通知する。ただし、他の公募参加者へ通知することにより、公募参加者の権利、競争上の地位又は正当な利益を害することを防止するため、当該公募参加者から申入れがあった場合及び国が公募参加者独自のノウハウであると判断した場合には、通知しない。

13 企画提案書等書類の提出

（1）提出書類

	書 類	内容・様式	提出部数
1	企画提案書	企画提案書記載事項別紙1 「企画提案書表紙」及び	正本1部 副本12部

		別紙 2「価格調書」を含む	
2	会社概要	任意様式	1 部
3	物品販売業務等に係る実績	任意様式	1 部
4	直近 3 年度分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し		1 部
5	納税証明書（「法人税、消費税及び地方消費税」について未納税額の証明書）	書類提出日前 3 か月以内に発行のもの	1 部
6	全部事項証明	法人のみ	1 部
7	免許証の写し	免許が必要な販売商品を取り扱う場合	1 部
8	物品販売に関連する直近 3 年度分の行政処分等の写し	該当がある場合のみ	1 部
9	印鑑証明書	共同事業体の場合は代表企業のもの	1 部
10	共同事業体協定書の写し	任意様式、共同事業体のみ	1 部
11	共同事業体構成員一覧表の写し	任意様式、共同事業体のみ	1 部
12	応募手続等に関する委任状の写し	任意様式、共同事業体のみ	1 部

（２）留意事項

共同事業体の場合は、２ないし 6 について構成事業者それぞれについて用意すること。

なお、「令和 7・8・9 年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）」の資格の種類が「物品の販売」又は「役務の提供等」において、A、B、C 又は D のいずれかの等級に格付けされた資格を有する者は、４ないし 6 の書類に代えて、当該資格を有することを証明する書類の提出で足りるものとする。

（３）提出期間

令和 7 年 3 月 12 日（水）から同年 6 月 13 日（金）まで（期間内必着）

（４）提出場所

記 18 記載の場所に同じ。

（５）提出方法

持参又は送付（書留郵便等、配達状況の記録が残るものに限る。）とし、送付の場合は封筒表面に「矯正施設における物品販売等の運営事業に関する提出書類在中」と朱書きすること。

なお、企画提案書記載事項別紙 2「価格調書」については、様式データを配布するので、同データを用い、提出書類に加えて電子メールにより送付すること。

おって、記 11 の応募申込に係る書類提出後に応募を辞退する場合は、別紙 7「応募辞退届」を記 13（３）の期間内に、上記方法により記 18 記載の係宛て提出すること。

14 提出書類に関する留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類は非公開とするが、行政機関としての説明責任を果たす観点から、可能な限り提出者を特定されない形で、矯正局において提出書類の概要を対外的に説明することがある。
- (3) 書類作成に要する費用については、公募参加者の負担とする。

15 審査期間及び方法

(1) 審査期間

令和7年6月18日（水）から同年8月27日（水）まで

(2) 審査委員

審査委員については、以下のとおりとする。

- | | |
|---|------|
| ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
戦略コンサルティング部官民連携イノベーションチームディレクター | 石川裕康 |
| ・日本弁護士連合会 弁護士 | 上本忠雄 |
| ・早稲田大学法学学術院教授 | 小西暁和 |
| ・流通経済大学流通情報学部教授 | 味水佑毅 |
| ・関東矯正管区少年矯正部長 | 川島敦子 |
| ・府中刑務所総務部長 | 松下隆廣 |

(3) 審査方法

ア 書面審査とし、審査委員が企画提案書記載事項「第3 企画提案書審査に係る事項」に基づいて審査を行い、本事業の実施者を決定する。

なお、以下の①から③に該当する場合は審査を行わない。

- ① 事業者が記5で示した応募者資格要件を満たさない場合
- ② 必要書類又は記載内容が不足する場合、提出された書類に虚偽の記載がある場合、応募申込書兼業務履行確約書に応募者の氏名及び押印のない場合及び提出期間を過ぎて提出された場合
- ③ 1事業者が異なる2通以上の企画提案書等を提出した場合（この場合、いずれの企画提案書についても審査しない。）

イ 応募者が1事業者のみであっても、審査によって本事業の実施に関し必要な経験と能力を有する者とは認められないと判断された場合は、本事業の実施者として決定しない。

ウ 審査に際し、必要に応じ、記15(1)の期間内にヒアリングを実施することとする（ヒアリングの詳細については個別に連絡する。）。

エ 審査の結果、2以上の応募者について、企画提案書の内容、業務の実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合は、令和7年8月28日（木）に公開抽選（くじ引き）を行い、実施者を決定する。

16 本事業実施者決定日

令和7年9月3日（水）

上記決定日以降速やかに、各応募者に対し書面により結果を通知する。

17 総括協定書及び協定書について

本事業実施者として決定された事業者は、矯正局と協議の上、矯正局長と代表者との間で「総括協定書」を取り交わし、その後、仕様書5記載の各矯正施設の長と協議の上、事業者の提案に合意する内容について、同施設長と代表者との間で「協定書」を取り交わすものとする。

18 問合せ先

法務省矯正局総務課調査係（担当：高田、中村、高部）

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟14階

電話番号 03-3580-4111（代） 内線 5840

メールアドレス teian-koubo@i.moj.go.jp

（電話による問合せについては、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後零時から午後1時までを除く。）対応する。）